

# 児童福祉法施行規則

厚生省令第72号・平成9年9月25日

厚生省令第15～16号・平成10年2月18日

## 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令 新旧対照条文 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

(傍線の部分は、平成九年九月二十五日厚生省令第七十二号「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」による改正部分)

(傍線の部分は、平成十年二月十八日厚生省令第十五号「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令」による改正部分)

(傍線部分は、平成十年二月十八日厚生省令第十六号「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」による改正部分)

施行後	現行
児童福祉法施行規則 目次 第一章 <u>児童相談所</u> （ <u>第一条</u> — <u>第六条</u> ） 第二章 <u>福祉の措置及び保障</u> （ <u>第七条</u> — <u>第三十六条の三</u> ） 第三章 <u>児童福祉施設</u> （ <u>第三十六条の四</u> — <u>第三十九条の八</u> ） 第四章 <u>保育士試験</u> （ <u>第四十条</u> — <u>第四十七条</u> ） 第五章 <u>費用</u> （ <u>第四十八条</u> ） 第六章 <u>雑則</u> （ <u>第四十九条</u> — <u>第五十条の三</u> ） 附則	児童福祉法施行規則

施行後	現 行
<p>第二章 福祉の措置及び保障 〔医療費の請求手続〕 申請しなければならない。</p> <p>一 入所の措置を受けることを希望する者の<u>氏名、居住地、生年月日及び職業</u></p> <p>三 入所の措置を受けることを希望する理由</p> <p>② <u>法第二十二条又は第二十三条に規定する措置を採るべき都道府県又は市町村は、必要があると認めるときは、前項の規定による申請がない場合においても、法第二十二条又は第二十三条の規定による措置を採らなければならない。</u> 〔保育所への入所の申込み〕</p> <p>第二十三条 <u>法第二十四条第二項に規定する厚生省令の定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>法第二十四条第一項の規定による保育の実施（以下単に「保育の実施」という。）を希望する保護者の氏名、居住地、生年月日及び職業</u></p> <p>二 <u>保育の実施に係る児童の氏名及び生年月日</u></p> <p>三 <u>保育の実施を希望する理由</u></p> <p>② <u>法第二十四条第二項前段に規定する申込書は、保育の実施を希望する保護者の居住地の市町村に提出しなければならない。</u></p> <p>③ <u>前項の申込書には、法第五十六条第三項の規定により徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えなけれ</u></p> <p>第八条</p> <p>① （略）</p> <p>② 指定育成医療機関は、育成医療の給付を受けた身体に障害のある児童又はその扶養義務者が、<u>法第五十六条第四項の規定により支払いを命ぜられた額を、支払期限までに指定育成医療機関に支払わなかつたときは、その旨を遅滞なく都道府県知事に通知しなければならない。</u></p> <p>③ （略）</p>	<p>第二章 福祉の措置及び保障 〔医療費の請求手続〕 なければならない。</p> <p>一 入所の措置を受けることを希望する者の<u>氏名、生年月日及び職業</u></p> <p>二 <u>居住地及び居住期間</u></p> <p>三 入所の措置を受けることを希望する理由</p> <p>② <u>その監護すべき児童につき、法第二十四条に規定する保育所への入所の措置を受けさせることを希望する者は、前項各号に掲げる事項を具し、その居住地の市町村長にその旨を申請しなければならない。</u></p> <p>③ <u>法第二十二条から第二十四条までに規定する措置を採るべき都道府県又は市町村は、必要があると認めるときは、前二項の規定による申請がない場合においても、法第二十二条から第二十四条までの規定による措置を採らなければならない。</u></p> <p>第二十三条 削除</p> <p>第八条</p> <p>① （略）</p> <p>② 指定育成医療機関は、育成医療の給付を受けた身体に障害のある児童又はその扶養義務者が、<u>法第五十六条第三項の規定により支払いを命ぜられた額を、支払期限までに指定育成医療機関に支払わなかつたときは、その旨を遅滞なく都道府県知事に通知しなければならない。</u></p> <p>③ （略）</p>

施行後	現 行
<p>〔療育機関の指定申請〕</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 結核にかかっている児童の療養生活の指導を担当する<u>保育士</u>その他の職員の氏名及び略歴</p> <p>九・十 (略)</p> <p>〔助産施設及び母子生活支援施設への入所の申請〕</p> <p>第二十二條 法第二十二條又は第二十三條に規定する助産施設又は<u>母子生活支援施設</u>への入所の措置を受けることを希望する者は、次に掲げる事項を具し、市及び福祉事務所を設置する町村の区域にあつてはその居住地の市町村長に、その他の町村の区域にあつてはその居住地の都道府県知事にその旨を</p> <p>② <u>法第二十四條第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。</u></p> <p>〔児童福祉施設の長への書類送付〕</p> <p>第二十六條 都道府県知事は、法第二十七條第一項第三号又は第二項の規定により、児童福祉施設に入所させ、又は指定国立療養所等に治療等の委託をしようとする児童につき、法第二十六條第二項に掲げる事項を記載した書類を児童福祉施設の長又は指定国立療養所等の長に送付しなければならない。法第三十一條第三項に規定する変更の措置をとろうとする者についても、同様とする。</p> <p>〔入所児童についての届出事項〕</p> <p>第二十七條 児童福祉施設の長又は指定国立療養所等の長は、法第二十七條第一項第三号の規定により当該児童福祉施設に入所し、又は同條第二項の規定による委託により当該指定国立療養所等に入所した児童について次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。法第三十一條第二項又は第三項の規定の適用を受けて満十八歳に達した後において当該児童福祉施設又は指定国立療養所等に在所する者についても、同様とする。</p>	<p>〔療育機関の指定申請〕</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一～七 (寮)</p> <p>八 結核にかかっている児童の療養生活の指導を担当する<u>保母</u>その他の職員の氏名及び略歴</p> <p>九・十 (略)</p> <p>〔準用規定〕</p> <p><u>第十八條之二 第八條之二の規定は、医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、同條中「法第二十一條之三第四項」とあるのは「法第二十一條之九第八項において準用する法第二十一條之三第四項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>〔助産施設等への入所の申請〕</p> <p>第二十二條 法第二十二條又は第二十三條に規定する助産施設又は母子寮への入所の措置を受けることを希望する者は、次に掲げる事項を具し、市及び福祉事務所を設置する町村の区域にあつてはその居住地の市町村長に、その他の町村の区域にあつてはその居住地の都道府県知事にその旨を申請しなげ</p> <p>〔児童福祉施設の長への書類送付〕</p> <p>第二十六條 都道府県知事は、法第二十七條第一項第三号又は第二項の規定により、児童福祉施設に入所させ、又は指定国立療養所等に治療等の委託をしようとする児童につき、法第二十六條第二項に掲げる事項を記載した書類を児童福祉施設の長又は指定国立療養所等の長に送付しなければならない。法第三十一條第二項に規定する変更の措置をとろうとする者についても、同様とする。</p> <p>〔入所児童についての届出事項〕</p> <p>第二十七條 児童福祉施設の長又は指定国立療養所等の長は、法第二十七條第一項第三号の規定により当該児童福祉施設に入所し、又は同條第二項の規定による委託により当該指定国立療養所等に入所した児童について次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。法第三十一條第一項又は第二項の規定の適用を受けて満十八歳に達した後において当該児童福祉施設又は指定国立療養所等に在所する者についても、同様とする。</p>

施 行 後	現 行
<p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>法第三十一条第二項又は第三項の規定により、引き続きその者を当該児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることを適当と認めたとき。</u> 〔法第三十三条の四に規定する厚生省令で定める場合〕</p> <p>第三十六条 <u>法第三十三条の四に規定する厚生省令で定める場</u></p> <p><u>ばならない。</u></p> <p>④ <u>法第二十四条第二項後段の規定により申込書の提出を代行する保育所は、関係市町村等との連携に努めるとともに、保育の実施を希望する保護者の依頼を受けたときは、速やかに、当該保護者の居住地の市町村に当該申込書を提出しなければならない。</u></p> <p>⑤ <u>市町村は、児童の保育に欠けるところがある場合において、保育の実施を行う必要があると認め たときは、第二項の規定による申込みがない場合 においても、その保護者に対し、保育の実施の申 込みを勧奨しなければならない。</u> 〔市町村の情報提供〕</p> <p>第二十四条 <u>法第二十四条第五項に規定する厚生省 令の定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>保育所の名称、位置及び設置者に関する事項</u></p> <p>二 <u>保育所の施設及び設備の状況に関する事項</u></p> <p>三 <u>次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項</u> イ <u>保育所の入所定員、入所状況、職員の状況 及び開所している時間</u> ロ <u>保育所の保育の方針</u> ハ <u>その他保育所の行う事業に関する事項</u></p> <p>四 <u>法第五十六条第三項の規定により徴収する額 に関する事項</u></p> <p>五 <u>保育所への入所手続に関する事項</u></p> <p>六 <u>市町村の行う保育の実施の概況</u></p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>法第三十一条第一項又は第二項の規定により、引き続きその者を当該児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることを適当と認めたとき。</u> 〔法第三十三条の四に規定する厚生省令で定める 場合〕</p> <p>第三十六条 <u>法第三十三条の四に規定する厚生省令 で定める場</u></p> <p>第二十四条 <u>削除</u></p>

施行後	現 行
<p>童又はその保護者等に必要な援助とする。</p> <p>第三十八条の三 法四十四条の二第二項に規定する厚生省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。)</p> <p>〔<u>保育士</u>を養成する施設等指定の要件〕</p> <p>第三十九条の二 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>保育士</u>の養成に適切な建物及び設備を有すること。</p> <p>五～九 (略)</p> <p>② 厚生大臣は、前項第一号に規定する者のほか、満十八歳以上の<u>者</u>であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校又は施設につき、当該学校又は施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、令第十三条第一項第一号の指定をすることができる。</p> <p>③ 厚生大臣は、その経営の状況等から見て、<u>保育士</u>の養成に支障を生じさせるおそれがないと認められる学校又は施設につき、当該学校又は施設が第一項各号（第五号（前項に規定する学校又は施設にあつては、第一号及び第五号。以下この項において同じ。）を除く。）に該当する場合に限り、同項第五号の規定にかかわらず、令第十三条第一項第一号の指定をすることができる。</p> <p>第四章 <u>保育士試験</u></p> <p>〔<u>保育士試験</u>の受験資格〕</p> <p>第四十条 <u>保育士試験</u>を受けようとする者は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者でなければならない。合は、当該措置又は保育の実施に係る者が都道府県の区域（市の区域及び福祉事務所を設置する町村の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域、福祉事務所の所管区域又は児童相談所の管轄区域を越えて他の区域、所管区域又は管轄区域に居住地を移した場合とする。</p> <p>第三十六条の二 法第三十四条の三第一項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業の種類及び内容</p> <p>二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>〔<u>保母</u>を養成する施設等指定の要件〕</p> <p>第三十九条の二 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>保母</u>の養成に適切な建物及び設備を有すること。</p> <p>五～九 (略)</p> <p>② 厚生大臣は、前項第一号に規定する者の外、満十八歳以上の<u>女子</u>であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校又は施設につき、当該学校又は施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、令第十三条第一項第一号の指定をすることができる。</p> <p>③ 厚生大臣は、その経営の状況等から見て、<u>保母</u>の養成に支障を生じさせるおそれがないと認められる学校又は施設につき、当該学校又は施設が第一項各号（第五号（前項に規定する学校又は施設にあつては、第一号及び第五号。以下この項において同じ。）を除く。）に該当する場合に限り、同項第五号の規定にかかわらず、令第十三条第一項第一号の指定をすることができる。</p> <p>第四章 <u>保母試験</u></p> <p>〔<u>保母試験</u>の受験資格〕</p> <p>第四十条 <u>保母試験</u>を受けようとする者は、次の各号の<u>一</u>に該当する者でなければならない。合は、当該措置に係る者が都道府県の区域（市の区域及び福祉事務所を設置する町村の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域、福祉事務所の所管区域又は児童相談所の管轄区域を越えて他の区域、所管区域又は管轄区域に居住地を移した場合とする。</p> <p>第三十六条の二 法第三十四条の三第一項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業の種類及び内容</p> <p>二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）</p>

施行後	現 行																		
<p>三 条例、定款その他の基本約款</p> <p>四 職員の定数及び職務の内容</p> <p>五 主な職員の氏名及び経歴</p> <p>六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）</p> <p>七 <u>児童デイサービス事業、児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業</u>を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員（<u>児童短期入所事業及び児童自立生活援助事業</u>に係るものに限る。</p> <p>八 事業開始の予定年月日</p> <p>② 法第三十四条の三第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p><u>第三十八条の二 法第四十四条の二第一項に規定する厚生省令で定める援助は、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児</u> 〔中核市の特例〕</p> <p>第五十条の三 令第十八条の三第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下、「中核市」という。）又は中核市の市長その他の機関が児童福祉に関する事務を処理し又は行う場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>三 条例、定款その他の基本約款</p> <p>四 職員の定数及び職務の内容</p> <p>五 主な職員の氏名及び経歴</p> <p>六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）</p> <p>七 <u>児童デイサービス事業又は児童短期入所事業</u>を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員（<u>児童短期入所事業</u>に係るものに限る。）</p> <p>八 事業開始の予定年月日</p> <p>② 法第三十四条の三第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>〔中核市の特例〕</p> <p>第五十条の三 令第十八条の三第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下、「中核市」という。）又は中核市の市長その他の機関が児童福祉に関する事務を処理し又は行う場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="132 1547 188 1680">(略)</td> <td data-bbox="188 1547 683 1680">第三十七条第二項</td> <td data-bbox="683 1547 738 1680">(以下略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="132 1680 188 1812">(略)</td> <td data-bbox="188 1680 683 1812">都道府県知事</td> <td data-bbox="683 1680 738 1812">(以下略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="132 1812 188 2000">(略)</td> <td data-bbox="188 1812 683 2000">都道府県知事(助産施設、<u>母子生活支援施設</u>及び保育所(以下、「<u>特定児童福祉施設</u>」という。))については、中核市の市長)</td> <td data-bbox="683 1812 738 2000">(以下略)</td> </tr> </table>	(略)	第三十七条第二項	(以下略)	(略)	都道府県知事	(以下略)	(略)	都道府県知事(助産施設、 <u>母子生活支援施設</u> 及び保育所(以下、「 <u>特定児童福祉施設</u> 」という。))については、中核市の市長)	(以下略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="775 1547 831 1680">(略)</td> <td data-bbox="831 1547 1326 1680">第三十七条第二項</td> <td data-bbox="1326 1547 1382 1680">(以下略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1680 831 1812">(略)</td> <td data-bbox="831 1680 1326 1812">都道府県知事</td> <td data-bbox="1326 1680 1382 1812">(以下略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1812 831 2000">(略)</td> <td data-bbox="831 1812 1326 2000">都道府県知事(助産施設、<u>母子寮</u>及び保育所(以下、「<u>特定児童福祉施設</u>」という。))については、中核市の市長)</td> <td data-bbox="1326 1812 1382 2000">(以下略)</td> </tr> </table>	(略)	第三十七条第二項	(以下略)	(略)	都道府県知事	(以下略)	(略)	都道府県知事(助産施設、 <u>母子寮</u> 及び保育所(以下、「 <u>特定児童福祉施設</u> 」という。))については、中核市の市長)	(以下略)
(略)	第三十七条第二項	(以下略)																	
(略)	都道府県知事	(以下略)																	
(略)	都道府県知事(助産施設、 <u>母子生活支援施設</u> 及び保育所(以下、「 <u>特定児童福祉施設</u> 」という。))については、中核市の市長)	(以下略)																	
(略)	第三十七条第二項	(以下略)																	
(略)	都道府県知事	(以下略)																	
(略)	都道府県知事(助産施設、 <u>母子寮</u> 及び保育所(以下、「 <u>特定児童福祉施設</u> 」という。))については、中核市の市長)	(以下略)																	

施行後	現 行
<p>第八号様式（第四十三条の二関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>保育士資格証明書</u></p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>右の者は児童福祉法施行令第十三条第一項第二号により<u>保育士たる資格</u>を有する者であることを証明する</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>第 号</p> </div> <p>一～四 （略）</p> <p>〔<u>保育士試験</u>の科目〕</p> <p>第四十一条 <u>保育士試験</u>は、次の科目について、これを行う。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>〔受験の手続き〕</p> <p>第四十三条 <u>保育士試験</u>を受けようとする者は、本籍地、住所及び氏名を記載した申請書に<u>次に掲げる書類</u>を添え、都道府県知事にこれを提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四十条各号の<u>いずれかに</u>該当することを証明する書面</p> <p>三 （略）</p> <p>〔証明書の交付〕</p> <p>第四十三条の二 都道府県知事は、<u>保育士試験</u>に合格した者に対しては、第八号様式により、<u>保育士資格証明書</u>を与えなければならない。</p> <p>② （略）</p> <p>〔不正受験者〕</p> <p>第四十四条 不正の方法によつて<u>保育士試験</u>を受けようとした者又は<u>保育士試験</u>に関する規定に違反した者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。</p> <p>② 前項の規定に該当する者に対しては、三年以内において期間を定め、<u>保育士試験</u>を受けさせないことができる。</p> <p>〔施行細則〕</p> <p>第四十七条 この章で定めるものの<u>ほか</u>、<u>保育士試験</u>に関し必要な事項は、都道府県知事が、これを定める。</p>	<p>第八号様式（第四十三条の二関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>保母資格証明書</u></p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>右の者は児童福祉法施行令第十三条第一項第二号により<u>保母たる資格</u>を有する者であることを証明する</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>第 号</p> </div> <p>一～四 （略）</p> <p>〔<u>保母試験</u>の科目〕</p> <p>第四十一条 <u>保母試験</u>は、次の科目について、これを行う。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>〔受験の手続き〕</p> <p>第四十三条 <u>保母試験</u>を受けようとする者は、本籍地、住所及び氏名を記載した申請書に<u>左の書類</u>を添え、都道府県知事にこれを提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四十条各号の<u>一に</u>該当することを証明する書面</p> <p>三 （略）</p> <p>〔証明書の交付〕</p> <p>第四十三条の二 都道府県知事は、<u>保母試験</u>に合格した者に対しては、第八号様式により、<u>保母資格証明書</u>を与えなければならない。</p> <p>② （略）</p> <p>〔不正受験者〕</p> <p>第四十四条 不正の方法によつて<u>保母試験</u>を受けようとした者又は<u>保母試験</u>に関する規定に違反した者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。</p> <p>② 前項の規定に該当する者に対しては、三年以内において期間を定め、<u>保母試験</u>を受けさせないことができる。</p> <p>〔施行細則〕</p> <p>第四十七条 この章で定めるものの<u>外</u>、<u>保母試験</u>に関し必要な事項は、都道府県知事が、これを定める。</p>

施 行 後	現 行
<p style="text-align: center;">第六章 雑則</p> <p>十四條の二までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第三項の届出をしていないもの又は同條第四項の認可を受けていないもの（前條の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第六章 雑則</p> <p>十四條までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第三項の届出をしていないもの又は同條第四項の認可を受けていないもの（前條の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p>

附 則（平成九年九月二十五日厚生省令第七十二号「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」附則）（抄）  
 （施行期日）  
 一 この省令は、平成十年四月一日から施行する。  
 （児童福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
 二 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の児童福祉法施行規則第十号様式による

用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
 附 則（平成十年二月十八日厚生省令第十五号「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令」附則）（抄）  
 （施行期日）  
 第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

施 行 後	現 行
<p>第九号様式（第四十三條の二関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>保育士試験一部科目合格証明書</u></p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>右の者は<u>保育士試験科目</u>のうち次に掲げる科目に合格したことを証明する</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>第 号</p> </div>	<p>第九号様式（第四十三條の二関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>保母試験一部科目合格証明書</u></p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>右の者は<u>保母試験科目</u>のうち<u>左</u>の科目に合格したことを証明する</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>第 号</p> </div>



施 行 後	現 行
<p>第十号様式（第四十九条関係） 表（略） 裏</p> <div data-bbox="156 517 756 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>児童福祉法第五十九条（抄） 行政庁は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から<u>第四</u></p> </div>	<p>第十号様式（第四十九条関係） 表（略） 裏</p> <div data-bbox="798 517 1398 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>児童福祉法第五十九条（抄） 行政庁は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から<u>第四</u></p> </div>

附 則（平成十年二月十八日厚生省令第十六号「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」附則）（抄）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

（児童福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前に、第一条の規定による改正前の児童福祉法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第四十一条各号に掲げる科目に合格した者は、この省令の施行後においては、その合格の年に第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第四十一条各号に掲げる科目に合格した者とみなす。

- 2 この省令の施行前に、不正な方法によつて保母試験を受けようとした者又は保母試験に関する規定に違反した者については、同令第四十四条第一項（保母試験の合格を無効とする処分に係る部分に限る。）及び第二項（この省令の施行前にこれらの行為により同項に基づく処分を受け、かつ、施行の際既に当該処分に係る同項の期間を経過した場合を除く。）の規定は、この省令の施行後も、なおその努力を有する。この場合において、同項中「保母試験」とあるのは「保育士試験」とする。
- 3 この省令の施行前にした旧規則第四十四条第二項に基づく処分は、新規則第四十四条第二項に基づいてしたものとみなす。